

211クレーンを起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生 時	死傷災害事例	年 齢	事 故 の 型	小業種	労働 者規 模
1	2017	12	11~12	製缶工場で、作業座（約400kg）の溶接作業時に、一面の溶接が終わって二面目の溶接をするため、玉掛けをして2.8tホイストクレーンにて90度回転する際、隣の完成品の近くでペンダントスイッチでインチャージ操作をしていたところ、正面側（南北）のクレーンと作業座の芯は確認したが、東西側の芯のずれに気づかず、作業座が被災者側に横動きをしたとき、完成品の近くにいたため左足を負傷した。	37	6	11301	1~9
2	2017	12	9~10	場内作業場において、建屋内の伸縮クレーンで脱型した直L（TVPE1）H1600（1469kg）を建屋外の仮置き台に載せたとき、担当者が脱型治具を片側だけ外した状態で現場を離れた。現場近くにいた被災者は、脱型治具が完全に取り外されていると思い込み、クレーンを移動させようと操作したところ、製品片側が吊り上がり、仮置き台より製品が落下して、左足の甲に被災した。	65	4	10901	50~ 99
3	2017	12	16~17	工場内で、台車分解作業に従事していた。バネゴロシという部品を取り除いたあと、台車に載っている重り（5t）をクレーンで吊り上げる作業中、被災者は重りの最下部にある取っ手を右手で、重りの側面を左手で持って重りを支えていた。他の係員がクレーンで重りを吊り上げ地切りしたところ、台車が動き、右手の薬指と小指が台車の吊り金具と重りの間に挟まれた。	52	7	40101	100 ~ 299
				工場内において、束にしてある鋼材（H200×100、12m、5				

4	2017	12	17~18	束、約1.2t) をワイヤーでくくり、天上クレーンで吊り上げて移動させようとしたところ、ワイヤーと共に天上クレーンのフックに掛けてあったクランプがワイヤーで吊り上げた鋼材に引っ掛かり、鋼材が当事者に向かってずり落ち、両足脛を裂傷した。	69	4	11209	10~ 29
5	2017	12	11~12	会社工場内においてトラックに荷物を積み込む時、400kgの丸棒の束をワイヤーで吊り上げ木パレットの上に載せた。荷物のバランスが悪く感じ、クレーンを操作し荷物を少しずらそうとして持ち上げた瞬間、クレーン操作を誤りクレーンが行き過ぎてしまい、ワイヤーが抜け、荷物が木パレットの上のせていた左手を直撃し、負傷した。	59	4	80109	1~9
6	2017	12	9~10	鉄製ドア製造工場内にて、レール据付式のインデックスハンガー（横2m、縦50cm、重量約40kg）に吊り下がっているドア枠の養生をしていた際、誤って体がドア枠に触れて大幅に傾いた状態のままハンガーが動いてしまった。その為、レールからハンガーが外れて落下し、被災者の頭頂部に直撃して負傷した。	21	4	170101	100 ~ 299
7	2017	12	8~9	米の入ったフレコンをクレーンで吊り上げる作業の際、蒸し器の架台に吊り金具が引っ掛かった為傾き、それを修正しようとした際にステンレス製の金具に引っ掛け裂傷を負った。 (巻き上げ490kg)	34	8	10105	30~ 49
8	2017	12	15~16	屋外資材置場でクレーンの作業中に吊り具が左腕に当たり負傷した。	62	6	11501	10~ 29
9	2017	11	11~ 12	鋼材加工研磨工場で、鋼材研磨機からH形鋼材（446×199×8×12、長さ74cm、重さ48kg）を搬出し、天井クレーンを用いて、吊り具（クランプ）を使い、H形鋼材を高さ80cmの台から吊り上げる際に吊り具の取り付けが不十分だった為、被災者の方向に倒れ左足に落下した。	30	4	11209	10~ 29

10	2017	11	9～ 10	事業場工場建屋内においてホイストクレーンで鉄製金網（重量約700kg）を移動中、先に移動した金網と向きを揃える為に金網の先端部を手で持っていた際、クレーンフックに掛けていた玉掛用ワイヤーの片方が外れ、金網が被災者の下肢部に落下した。尚、そのまま後方に倒れた勢いでヘルメットが飛び、後頭部を地面に打ちつけた。	42	4	11209	30～ 49
11	2017	11	11～ 12	会社工場内においてクレーンでパイプ（350A×3m、300kg）を移動中に、置いてあった台車を動かそうとし台車とパイプに右手小指を挟まれ負傷した。	58	6	11301	1～9
12	2017	11	18～ 19	工場B棟で天板（960kg）を定盤に移動させる為に、天板の片側をスリングで吊り、パレットと天板の間に木を入れようと左手でリモコンを操作をしていると、天板がスリングから外れ天板とパレットの間に右手薬指を挟み裂傷を負った。	38	7	11301	10～ 29
13	2017	11	9～ 10	お客様がトラックで運び込んだくず鉄の荷降ろしを手伝うためトラック後方より荷降ろし場所へのバック誘導をしていたところ、右側面の鉄板壁と天井より吊り下げられた円型マグネット（直径1.5m厚さ20cm位）に右足先を挟まれ負傷した。	49	7	11209	1～9
14	2017	11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	28	6	11209	30～ 49
15	2017	11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	38	6	11209	30～ 49
16	2017	11	14～	工場内において高所作業車にて品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つの	45	6	11209	1～9

			15	シャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。				
17	2017	11	10～ 11	鉄鋼製品を入れた運搬用バスケットを2段積みクレーンを使用して運んでいた。1段目と2段目のバスケットの間に少しズレがあった為、手で押して修正したタイミングと、クレーンからその荷を降ろしたタイミングが重なり、そのズレ（隙間）に左薬指が挟まり負傷した。全治1ヶ月程度と診断された。	55	7	170101	50～ 99
18	2017	11	11～ 12	機械場で、重量100kg位の鋳物製品をクレーンで移動させる時に、操作ボタンを押し間違えて、上に上げるべきところを下に下げたため、鋳物製品が倒れて左足の上に落ちた。安全靴は履いていた。	48	4	11002	10～ 29
19	2017	11	13～ 14	工場内において約2tの電動機を天井クレーンにて移動作業中、右手で操作用ペンダントを持ち、左手で吊りワイヤーを掴み、荷上げを行ったところ、左手中指が、ワイヤーと吊り荷の間に挟まれ受傷した。クレーン操作に気を取られ、左手の状態に注意が疎かになっていた為と思われる。もう1名の玉掛け作業員も左手の状態に気付かず回避出来なかった。	38	7	11403	1～9
20	2017	11	9～ 10	工場において台車から製品荷降ろし作業中、台車上の左右に1つずつ置かれた梱包製品の向かって右側の製品を置場（平場）に降ろそうとワイヤーを掛け地切り（吊荷を地面から離すこと）をしたところ、吊った製品が揺れたので左手で支え揺れを収め地切りをやり直した際、わずかな捻りが加わっており、製品が手前に回る様な動き（時計回り）をして、向かって左側の製品との間に左手が挟まれそうになったので、咄嗟に左手を引いたが間に合わず小指先端部を欠損してしまった。	49	7	11209	10～ 29
21	2017	11	11～ 12	幼稚園2階音楽ホールから避難訓練のため、園庭に降りる時階段上部2段目より左足を踏み外し、左足甲部分を骨折した。	68	7	11109	1～9

22	2017	11	8~9	トラック2台で得意先へ納品に行く仕事で、最初に到着し、荷降ろしの順番待ちで待機していたところ、もう1台の車が、反対方面の倉庫に行ってしまったので走って呼び止めようとしたところ、足を痛め、転倒した。その後歩けなくなり、病院で右アキレス腱部分断裂不全の診断を受けた。	69	7	11102	10~ 29
23	2017	10	15~ 16	当社工場において、被災者と当社社員の2名で約300kgの板を他の場所から事故現場へ当社社員のクレーン操作で移動させる作業を行っていた。正規の置き場所ではなく、又、他の型の違う製品の上へ板8枚を積み上げている作業中に荷崩れを起こし、一緒に作業していた被災者の右足の上へ乗り、右足を負傷した。	18	5	11209	30~ 49
24	2017	10	15~ 16	入庫製品が到着、クレーン作業補助として作業を開始。5号倉庫北側奥まで移動し、西側へ4m程移動。クレーン作業者と反対の西側に立ち、幅2m位の場所に製品を降ろそうとしたところ、製品が西に揺れ西側に保管している製品に当たると思い手で止めた。反動が大きく製品と製品に手が挟まり負傷した。	54	6	80401	10~ 29
25	2017	10	21~ 22	鑄造機内にある金型をクレーンで交換するために、金型を上につり上げた際金型が開き落下。その際金型をよけようとしたが、金型の一部が右ふとももにあたり裂傷した。発生原因：通常金型をつり上げる際はまっすぐの状態を引き上げる所を、ななめの状態で移動させたため、バランスを崩した金型が開いて落下してしまった。	21	4	11102	100 ~ 299
26	2017	10	17~ 18	本社工場内の溶接現場において、クレーンで鉄骨材料を移動作業中に誤って隣のクレーンに接触した。吊り荷（仕口）のバランスが崩れて自身の足許に落下し、右足甲部を打撲した。	40	4	11209	10~ 29
				工場でトレーラーの床材をはがす際に天井クレーンのつり具				

27	2017	10	15～ 16	が外れて、鼻に当たった。つり荷が外れてその反動で、つり具がふれ、労働者の鼻に激突した。	48	4	11701	10～ 29
28	2017	10	16～ 17	工場内にて治具（84cm×210cm約100kg）の上面に吊り上げ用のフックを取り付ける溶接作業をする為、治具を万力で締め付けて固定し、紐を通して、ホイストで吊り、作業台に立てかけていた。治具を反転させる為、万力では不安だったので、近くの穴に直接紐を通そうと、少しホイストを緩めた時、治具が右足に倒れてしまいケガをしてしまった。	52	5	11502	10～ 29
29	2017	10	11～ 12	コンテナと荷台を接続するピンが何らかの理由でロックされたままコンテナを引き上げるクレーンに車体ごと吊り上げられ途中で落下。そのはずみで車外に投げ出され頭部及び腰部を強打したものの。	56	1	40301	50～ 99
30	2017	10	2～3	工場内で切断した鋼材製品を門型クレーン（マグネット付）を使用して片づけ作業をしていた際、吸着させた製品の下にスクラップが付着していた為、そのスクラップを取り除こうと製品の下に右腕を入れた時に製品が落下し被災した。	49	4	11209	100～ 299
31	2017	9	8～9	自社作業場で、鉄のアングルを天井クレーンで運搬する作業をしている時に、鉄のアングルを降ろして玉掛していたワイヤー2本のうち1本をフックから外し、もう1本をフックから外す途中でフックが上げられてしまい、ワイヤーとフックに右手中指が挟まれて負傷した。	47	7	80401	10～ 29
32	2017	9	14～ 15	会社内で天井クレーンでアリゲーター（縦1m横50cm高さ1m重さ約500kg）を移動させていたところ、おろす所に電線があったので右足でよけようとした時、おいてしまい右足甲部にアリゲーターの角が当たり負傷した。	75	6	80109	10～ 29
				自社工場入口において、天囲クレーンを使用しホイストクレーンレール用H型鋼材の搬出作業中、高さが通常自社で使用				

33	2017	9	8～9	する普通トラックの荷台より高い大型トラックの荷台上で仮積み後、上部を確認しないまま左手で吊具上部を持って右手で巻き上げ操作を行ったところ、天囲クレーン巻上機本体と吊具上部の間に左手親指、人差し指、中指を挟まれ、左手親指を骨折、人差し指、中指の裂傷を負ったものである。	58	7	80209	1～9
34	2017	9	15～16	工場で定盤（6m×25m）を吊り上げる作業をしている時に、1点吊をしてクランプが定盤に引っかかっている事に気づかずクレーン（2.8トン）を上げてしまったため、引っかかっていたクランプが外れてクランプが顎に当たってしまった。	41	6	11209	10～29
35	2017	9	11～12	現場使用材料を搬出準備中、事業場内の門型クレーンで鋼板を吊り上げたときに、バランスをくずし、荷崩れが起き鋼板が落下、足を挟まれ負傷した。（鋼板550×1000×6）	78	4	30201	10～29
36	2017	9	11～12	工場棟内S棟1スパンにてZX850トラックフレームに上板を乗せ、上板に付いていたイーグルクランプを外す為、トラックフレームを乗せていた定盤に乗った時、クレーンシーグカバーに頭をぶつけ負傷した。	33	3	11301	1000～9999
37	2017	9	11～12	工場で足場板（原板）を切断台にセットするために、床上操作式クレーンで移動中に、ハッカー（吊りフック）の不安定なかかり具合により、原板が不安定になり右足にぶつかった。吊り上げ時のフックのかかり具合の確認ミスによる事故である。	53	6	11209	10～29
38	2017	9	10～11	当社トラックIH車で、建設現場敷地外に行きクレーンで積荷製材を降ろす作業中、手がバンドに挟まれたまま吊り上げられた為、身の危険を感じバンドから手を抜いたことから積荷製材荷台に落ち右足踵負傷。	53	1	10401	30～49
39	2017	8	14～15	鋼材の積み込み中、鉄骨に指が挟まった。	24	7	40301	1～9

40	2017	8	15～ 16	縦桁（長さ約9m、重量約850kg）の糸面取作業の際、壁クレーン（2.8t）で縦桁を東向きに倒す途中、壁クレーンの操作を誤り（西へ戻すところ東へ）、倒そうとしていた縦桁が約1m横滑りし、そのウェブと横に倒していた縦桁のフランジの間に足が挟まり負傷した。	67	7	11209	1～9
41	2017	8	0～1	被災者は、工場ESR炉作業場で、ESR炉溶解後の片付け作業をするため、1人でクレーン作業を行っていた。食事休憩の時間になっても戻って来ないため様子を見に行ったところ、作業場北側のESR電極置場で倒れているのを発見した。	52	1	11301	1000～ 9999
42	2017	8	11～ 12	トレーラーに乗務し、積荷（棒鋼）の配送先（被災場所と同じ）に到着後、指定場所に停車し、門型クレーン（2.8t）による荷降ろし作業中、荷台上で運転手（被災者）が棒鋼束を玉掛けした。巻き上げ後、車両後方に移動（横行）していたクレーンが倒れて、荷台上にいた運転手が、倒れたクレーンと荷台に挟まれ、腰部を負傷した。	50	5	40301	10～ 29
43	2017	8	14～ 15	ラインから流れて来た製品を台車に積み込む際、安全のためにボタンを押さないかぎり開放しない仕組みになっているが、操作ミスにより、製品を右足の甲の上に落とした。	52	4	10903	50～ 99
44	2017	8	10～ 11	工場内で、ホイストにより機械のカバー（1500×800、200kg）を吊り上げたとき、カバーの一部が機械の本体に引っ掛かったため、手で外したところ跳ね上がり、機械とカバーの間に右示指を挟み切断した。	60	7	11209	1～9
45	2017	8	16～ 17	当事業場内において、H鋼材（約1t）の塗装作業を行っていた。その材料の裏側に塗装するため、H鋼材の向きを変えようとクランプに挟んで吊り上げたとき、クランプが外れ、自分の方へ倒れてきた。自分の後部にも鋼材が置いてあり、左胸と肩、腹の間が鋼材間に挟まれた。	30	5	11209	10～ 29
				会社作業場にて、トラックの荷台上で鋼材の荷卸し作業を				

46	2017	8	8~9	行っているときに、ホイストで吊っていたコラムが荷台上に置いてあったH鋼に当たり、倒れたH鋼が右足に当たり負傷した。	69	6	40301	10~ 29
47	2017	8	2~3	工場内の冷凍自動倉庫内でアイスクリームの入庫作業中、普段入る必要のない場所に入り、可動式クレーンと踏台に背部・腰部・腹部を挟まれ死亡した。	37	7	10101	50~ 99
48	2017	8	10~ 11	工場?棟の仮付場所で一次加工品を仮付台に乗せるときに、自分でクレーン作業をして梁製品を降ろした際に、左足に梁製品を乗せてしまい骨折をした。	22	7	11209	30~ 49
49	2017	7	17~18	自社工場内で、組立作業中ホイストで鋼材を吊り上げ、組立台に乗せようとして、足に落とした。	58	4	30201	10~ 29
50	2017	7	8~9	当社第2工場でクレーンにてH形鋼の移動中、移動の補助をしていたところ、地面においていたH形鋼と置こうとしていたH形鋼との間に誤って右手親指を挟んでしまい負傷した。	48	7	11209	10~ 29
51	2017	7	10~11	作業所内で天井クレーンを使用し、鋼製型枠を振動台の上で移動、設置の作業中、クレーン下げ動作で型枠が振動台上に接地したと思ったが、実際には高さ10mm程度のズレ止めの上に乗っていて、型枠がずり落ちた衝撃で左手を添えていた型枠部品が激しく左手に接触した。	54	4	10901	10~ 29
52	2017	7	15~16	工場内で、クレーンにつられた金型を下ろす際、金型がクレーンのフックから外れ、足に当たり負傷した。	46	4	11203	1~9
53	2017	7	17~18	丸型の鋼材（長さ約3m・直径11cm）をベルトコンベアからホイストクレーンで吊り、引き上げ回収する際に、振り子のようになった鋼材の角とベルトコンベアの突出部分との間に指が挟まり、裂傷・骨折した。	41	7	11009	30~ 49
54	2017	7	16~17	請負現場において、クレーンでの運船作業中クレーンの動きを確認するため、積み上げられた、鉄パイプの上に登ったと	45	1	11209	10~ 29

				ころ、バランスを崩し落下し、負傷した。				
55	2017	7	18~19	当社組み立工場にて、機械部品を移動させるためそれを載せている台からクレーンで吊り上げようとしていた。吊り具をクレーンのフックに掛け、上昇させていたところ、本来は張った状態になるべき吊り具の一部がたるんだまま部品が傾いた状態で上がった。斜めになりバランスを失った部品は、台（2台の内、1台）から外れてしまい、作業者の右足の甲付近に倒れてきて負傷した。	31	4	11301	100 ~ 299
56	2017	7	11~12	工場内ヤードで、橋梁の横桁のたたみ作業及びふだ付作業をしている時隣で、横桁の漆接板をクレーンでばらしていた。クレーンオペレーターが玉掛合図者の巻き上げストップの合図がわからなかったため、H桁に並べてあった横桁が崩れ下敷きになり足を負傷した。	41	5	11209	1~9
57	2017	7	15~16	ホイストクレーンで積み荷をあげようとした際、チェーンに緩みがあったため、指で押さえた時にクレーンのフックと積み荷の帯の間に左手親指を挟み受傷。	45	7	170101	100 ~ 299
58	2017	6	16~17	工場内1Fにてクレーン作業中、原板（長さ2,500×巾300×厚80、600kg）をばん木の上に下そうとした時に、原板が傾いて膝の上部を打撲した。スリングで吊っていても据付け時には吊荷が傾くことがあると、充分確認した上で作業を行わなかったために起こった事故である。	32	6	11209	1~9
59	2017	6	13~14	機材センターにて、同僚2人と小型バッチャープラント（3.9t）を13tトラックに積込作業中、バッチャープラントの上部に登って前かがみ姿勢でワイヤーを掛け、クレーンで吊り上げ始めたので、ワイヤーの張り具合を確認しようと前方上部を見上げたところ、ふらつき後ずさりした。この時、プラントの突起物（アングル）に躓いて体勢が崩れ、そのままの体勢で足から飛び降りるように転落し、地面で両足を強打	43	1	11301	1~9

				し、両踵を骨折した。				
60	2017	6	13～ 14	工場内で機械加工するため、品物（形状山型、重量約60kg）を床上でナイロンスリングを使用し、クレーンで吊り上げて反転作業中に、ほぼ反転が終わりかけた時、ナイロンスリングが滑り落下した。その時に品物を手で支えていたため、床と品物の間で指を挟み、左手中指に裂傷を負った。	26	4	11301	30～ 49
61	2017	6	10～ 11	本社工場No.5運転台にて運転中のエンジンにおいて、現場担当者（被災者）が、煙突内の圧力（背圧）を制御するバルブ操作のため、上部煙突付近の足場へ上がろうとして右手をクレーンレールに掛けたその時、別の業務に従事していた者が被災者の存在に気付かず、5t天井走行クレーンを東から西へ移動させ、被災者の右手がクレーンレールと5t天井走行クレーンの車輪によって挟まれた。	23	7	11501	100 ～ 299
62	2017	6	23～ 24	製品（約44kg）加工の完了後、治具から外し、吊り上げ治具をセットし吊り上げようとクレーンを上昇させた際に、吊りフックが外れて顔に飛来し、裂傷を負った。	37	6	11002	50～ 99
63	2017	6	9～ 10	当社請負先企業、製造部の新交通システム車両台車組立職場において、車両台車用中心ピン（540mm×470mm×高さ315mm、重量60kg）をホイストクレーン（1t）を使用して（クレーンの操作は本人がしていた）圧入機まで運搬する作業中のことであった。中心ピンにつば付ブッシュ（φ217mm／φ170／φ150×195L、9kg）を圧入するため、ホイストクレーンで運搬し、圧入機にのせた時に、床に置いてあった架台の脚に右足を引っ掛けて転倒しそうになり、咄嗟に中心ピンの先端に左手を着き体を支えた。その時、右手に持っていたホイストクレーンペンダントの上昇ボタンを誤って押ししまい、吊っていた中心ピンが上昇し、圧入機上部の油圧シリンダーロッド部と中心ピンの間に左手を挟まれ、受傷し	35	7	11503	30～ 49

				た。再発防止策として、2S（整理・整頓）を徹底し、作業エリアの作業者の動線を確保する。				
64	2017	6	11～ 12	事業所内の第2工場にてワインダー（シート巻取機）上部のヒーター交換のため、高さ8m程度を登り、端子箱の配線作業をしていたところ、作業員に気付かず、別作業員がクレーンを操作し、後方からクレーンが移動してきた。作業員に気付きクレーンを停止するも惰性で動いてしまい、作業員がクレーンとヒーターユニットに挟まれて、胸骨にひびが入る負傷を負った。	27	7	11401	10～ 29
65	2017	5	10～ 11	製品を運搬する為にクレーンを使ったが、周囲の確認を怠った為に運搬物が近くに停車されていたフォークリフトに接触し、バランスを崩して落下した。その際に落下を防ごうとして作業員が近付いた為、運搬物と床の間に挟まれてしまった。	21	4	11409	100 ～ 299
66	2017	5	10～ 11	ホイストクレーンを使用し鋼材置き場にある丸棒（長さ6m、重量約1.7t）を移動させるため、ワイヤーをフックに掛けた。丸棒を吊り上げる際には、本来はストッパーの外に出て吊り上げる作業を行うべきところを、惰性で作業を続行したために右足が残ったままとなり、吊り上げた丸棒の下側にあった別の丸棒が安全靴を履いた右足に乗ってきたため、足を置いていた鋼材（丸棒）との間に右足を挟まれた。	43	7	80109	10～ 29
67	2017	5	9～ 10	コンテナクレーンの脚立上で固縛用プレートを溶接完了後の移動中に足が雨で濡れていた為に、足が滑って落下しそうになった時に、フォークリフトの爪部に道具箱があり、それを掴んだ時に同部箱が落下し（地上1.8m位）、手と顎、膝下部を負傷した。	35	1	30302	1～9
68	2017	5	8～9	当社工場にて製品をクレーンで吊り、床面に降ろす作業をしていた際、製品と機械面板と取り付け具との間に左手薬指を	32	7	11301	1～9

				挟み負傷した。				
69	2017	5	14～ 15	工場内機械職場にて、8m旋盤での主軸加工を終え、ワイヤーを使い主軸を下ろそうと2人のうち1人が主軸の北側で玉掛け、もう1人が南側でクレーン操作を行い、両者がワイヤーを手で支えながら重心位置を指示していたところ、少し巻き上げたワイヤーが内側に絞られ、手を添えていたワイヤーと主軸の段差部との間に右手親指を挟まれてしまった。	30	7	11301	100 ～ 299
70	2017	5	10～ 11	工場ではクレーン上部レールを運搬台車に載せていた。（上部レール、L型アングル4本1束、1辺100mm×100mm、長さ9.2m、重量1.2t）上部レールが運搬台車の中央からずれた為、中央に寄せようと天井クレーン（2.8t）を使用し吊り上げ、地切りしたところ荷のバランスが悪かった為、スリングの位置を変更しようとクレーンを加工した時、左手でスリングを触っていたため、左手小指が上部レールと運搬台車に挟まれた。	57	7	11305	1000 ～ 9999
71	2017	5	17～ 18	当社A棟オープンヤードにて、クレーンで丸棒鋼材を集約する作業中に、枠内に入ってクレーンのフックにワイヤーを掛け、丸棒鋼材を吊り上げ、枠上に右足が残ったままでクレーンを操作した。その際、クレーンのボタンを押し間違えて丸棒鋼材が自分の方に動き、右足が丸棒鋼材と枠に挟まれた。	48	7	40301	100 ～ 299
72	2017	5	10～ 11	本社工場1階作業場において、鉄板（厚1.6×70×100cm）2枚をクレーンにて移動作業中、右手でクレーン操作し、左手を鉄板に添えていた為、バランスを崩して鉄板が滑り落ちた際、左手を引き遅れ小指を挟み、左手小指を裂傷（神経断裂）および骨折した。	34	7	11301	10～ 29
				鉄骨製造工場では屋外から屋内への梁の移動作業中、被災者が梁を移動用台車の上に橋形クレーンで置いた。その後、被災者は梁から吊り具のクランプを外し、別のクレーン作業で使				

73	2017	5	15～ 16	う作業員Aに操作リモコンを渡した。Aはクレーンを移動するためクレーンを巻き上げたが、クランプが梁に引っ掛かり、梁が側にいた被災者を巻き込み転倒、落下した。その際、梁が被災者の胸部に落下した。	43	5	11209	10～ 29
74	2017	5	8～9	洗浄工場にてクライミングクレーンを洗浄作業するために本機上で準備をしていた。その際、足を滑らせ隙間に足を挟まれ、体後方へ倒されて右足太腿を骨折した。本機の洗浄は数年ぶりで苔が生えており、足元の環境が悪かったのが大きな要因と思われる。	49	1	80409	10～ 29
75	2017	4	8～9	工場内での鉄骨の荷降ろし作業に於いて、トラックの荷台から床上操作式クレーンで鉄骨を吊り上げる際、被災者（玉掛け技能資格者）がチェーンを用いて4本の鉄骨を束ねる玉掛け作業を行っていたところ、クレーンオペレーター（床上操作式クレーン資格者）が、被災者が作業を完了して退避したと認識して巻き上げ操作を行ったが、被災者が右手を鉄骨の上に載せていた状態で完全に退避しておらず、巻き上げによる反動で重なった鉄骨の間に右手指を挟まれた。	68	7	11209	30～ 49
76	2017	4	11～ 12	自社敷地内でトラックに鋼材を積み込み作業中に、荷台からバランスを崩し転落し、トラックわきに転がっていた鋼材の角を踏みつけ右足首を骨折した。	36	7	11209	1～9
77	2017	4	15～ 16	ダイカスト第1工場のダイカストマシン2号機にて金型を取りはずし作業をしている時、金型が揺れないよう左手で金型を持ちながら右手でクレーンの上昇操作中、ボタン操作を誤り、クレーンが高速回転で巻き上がってしまい、金型とダイカストマシンとの間に指を挟まれて左手親指を負傷した。	23	7	11209	100 ～ 299
78	2017	4	16～ 17	道路工事現場にてトラッククレーンで搬入した鉄筋の荷卸し作業中、トラッククレーンの荷台で作業中本人が高齢であっ	66	1	30106	1～9

				たため、バランスを崩し地面へ転落した。				
79	2017	4	15~ 16	当社の熱処理工場内の通路でクレーンでフックを引っ掛け、金属製の容器を持ち上げる（玉掛け作業）時にクレーンのフックと金属製容器のフックで右手中指を挟んだ状態でクレーンを持ち上げたため、右手中指に負荷（金属製容器内に製品が入っているため、約1トン）がかかり、右手中指先を開放骨折した。	38	7	11202	100 ~ 299
80	2017	4	15~ 16	工場内の加工場で鉄骨製のラックを作製中、天井クレーンで吊られたラックを右に回転させたところ、勢いあまったラックで左肘を強打し、その衝撃で左肩も痛めた。	38	3	11209	1~9
81	2017	4	9~ 10	鑄造工場12トンクレーンの走行モーター交換を4名で行う為、2名は高所作業車で機上へ昇降、2名は地上での指示、打ち合わせを行い、機上の2名がモーター取外に入った時に、地上の1名が機上へ作業を見にはしごでランウェイへ上がり、クレーンサドル上を移動中、頭上の突起物に頭を当てバランスを崩し、鑄造保持炉上へ転落した。（3.9m）	71	1	170101	100 ~ 299
82	2017	4	13~ 14	工場にて天井クレーン配線および試運転中、クレーンゲーターが転倒し、アングルの下敷きになった。	57	5	11209	1~9
83	2017	4	11~ 12	洗浄を終えたショベルカーアタッチメント（油圧ブレーカー重さ約2,500kg）を、クレーンを使って所定の場所に戻そうと吊り上げた際に、吊り上げたブレーカーが横揺れし、その揺れをとめようと左手を出したが止めきれず、ブレーカーと所内の柱に挟まれ負傷した。	22	7	11301	1~9
84	2017	3	13~14	S-K110番船NO4ホールド左舵側上甲板にて、鋼製パレット内のマンホールカバー（10枚重ねを番線にて4点固締）をパレットよりデッキに搬出する際、マンホールの取っ手にナイロンスリングを通し、デッキクレーンにて高さ約1Mのところまで吊り上げたところ、番線が破断し、玉掛け補助に従事し	65	4	11501	10~ 29

				<p>ていた被災者の右足甲部にマンホールカバーが落下した。</p> <p>(マンホールカバー30kg×10枚=約300kg)</p>				
85	2017	3	16~17	<p>仕上工場内で終始部品仕上作業中に、隣で仕上作業をしていた人が天上クレーンで未仕上製品を吊り上げ運ぶ際、操作を誤り振り子のようになった部品が飛んできて、作業中の製品との間に左手小指の先を挟まれケガをした。</p>	29	6	11002	10~ 29
86	2017	3	9~10	<p>クレーン操作中、スプロケット（直径2mの丸い製品）の吊位置を変えようとして一度床に置いた時、スリングが緩んでいたため製品が自分の方に横滑りし、左足親指を骨折した。</p>	33	6	11301	30~ 49
87	2017	3	14~15	<p>本社工場で、クレーンの無線リモコンを使用して機械の移動を自分が立っている方向へ動かしている時に、強風で機械が流され、置いてある機械との間に挟まれ鎖骨・肋骨を骨折した。</p>	46	6	80409	50~ 99
88	2017	3	8~9	<p>鉄筋の荷卸し作業をしているときにクレーンで荷を吊り上げたら荷ぶれが起こり、荷に押される格好で荷台から転落した。</p>	52	1	40301	10~ 29
89	2017	3	9~10	<p>ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。</p>	63	6	11209	10~ 29
90	2017	3	11~12	<p>当社加工場内で加工材料を移動中、吊り上げた材料が振られ足にあたり、その反動でふらつき後ろにあった機械に足をぶつけた。</p>	50	6	11209	1~9
				<p>被災者は、角型鋼管をトレーラーに積み込みのため出荷倉庫にて、クレーン担当者と打ち合わせを実施後、荷台上への</p>				

91	2017	2	14~15	<p>ぼった。クレーンで吊り上げた角型鋼管（10m）が運ばれてきたが、荷台に対して斜めだったので、平行になる様に荷台前部（吊荷前端）で時計回りに旋回させた。吊荷旋回を荷台平行時で止めるため、荷台後部（吊荷後端）へ移動しかけたが、旋回速度が速く、間に合わなくなり、途中で受け止めようとした。被災者は、吊荷旋回を止め切れず、荷に押されて荷台（1.46m）より転落し、右手親指と左肩を強打した。</p>	57	1	40301	10~ 29
92	2017	2	16~17	<p>リフティングマグネット付天井クレーンを用いて製品の搬送作業中に、滑車部に右手を置いて操作スイッチを押したため、中指を巻き込まれて負傷した。</p>	30	7	11002	50~ 99
93	2017	2	0~1	<p>金型交換業務にて、金型を天井クレーンで吊り、設備上でクレーンを停止させ、設置場所の微調整をクレーンで行った際に、金型に添えていた右手小指を金型と設備の間に挟んでしまった。</p>	43	7	11209	50~ 99
94	2017	2	22~23	<p>倉庫天井クレーン撤去工事において、天井クレーンをレッカーにて吊り下げ段取り中、天井クレーンが片荷重でバランスが悪かった為、バールで調整中、天井クレーンの端が浮き上がり、被災者の左大腿部に接触し負傷する。</p>	55	4	30209	—
95	2017	2	15~16	<p>4.8t吊り橋型クレーン落成検査に使用したウエイトを搬出するため、橋型クレーンを使用しトラックに積み込む作業中に、クレーンオペレーターが誤って別のボタンを押したため、クレーンが横行し、荷が振れ、クレーンサドルと吊り荷の間に被災者の両足が挟まれ被災した。</p>	38	7	40301	1~9
96	2017	2	8~9	<p>始業後加工予定の母材内径に貼ってある母材カードを剥がす為に当該被災者が内径に手を入れている際に、同時にクレーンマンが当該コイルをラインに供給する為にリフターを降下させた。被災者はクレーンの死角で作業（身を屈めた状態）をしていた為、降下してきたリフターに頭から押しつぶされ</p>	34	1	11209	50~ 99

				た形になり、無意識に横に逃げたが、背中を圧迫された。				
97	2017	2	14~15	当工場内で吊り作業をしている時、天井クレーンの真下に吊り荷が無い事を見落とし、作業を行った結果、振れと、ずれが生じ、製品と床の間に右足を挟まれ負傷した。	50	7	11002	50~99
98	2017	2	8~9	当社作業場内において鉄平棒（厚さ2mm×幅250mm×長さ2000mm、重量200kg）を切断機から材料置場にクレーンで移動中クレーンが壁にぶつかりクレーンで吊っていた鉄平棒がバランスを崩し左足首に接触し、負傷してしまった。	40	6	80209	1~9
99	2017	2	10~11	当社敷地内、屋外製品ヤードにて、材料の荷降ろし中、台木が足りなかった為、底板がたわみ、吊金具のチェーンが地面と材料の間に挟まった。それをクレーンで上げ引き出そうとして、チェーン吊り元側でクレーンを操作し、チェーンを引いたが、チェーンが外れた反動で自分にチェーンが直撃した。	57	6	11209	10~29
100	2017	1	13~14	作業場にて、立ってクレーンを使用し、BW（P）ブロックを起立させている時に、手押し台車が邪魔だったので一旦クレーンを停止し、手押し台車手すりに左手をかけて台車を引いていた時に、停止していたブロックが急に起立姿勢に変化し、台車手すりと部材の間に指を挟まれて受傷した。	60	7	11501	10~29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。